

千葉県プレジャーボート係留保管適正化計画（第5期計画）

令和5年4月

第1章 趣旨

1 計画の目的

この計画は千葉県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成14年千葉県条例第41号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、適切な条例の運用と総合的かつ効率的な施策の展開を行うことにより、千葉県の公共の水域におけるプレジャーボートの係留保管の適正化を図ることを目的とする。

2 計画の性格

プレジャーボートの係留保管の適正化のための指針とする。

3 計画の期間

令和5年度から令和9年度の5年間とする。

4 計画の対象

対象区域は千葉県内の全公共の水域とする。

対象船舶は条例で規定するプレジャーボートとする。

第2章 計画策定の背景

1 放置プレジャーボートの現状

令和4年8月の調査では以下のような状況である。

令和元年12月の調査と比較すると、放置プレジャーボートは422隻減少したが、なお925隻もの放置プレジャーボートが確認され、特に東京湾域に約7割が集中している。

水域管理区分別では、特に河川が減少する結果となった。減少の要因としては、二級河川浜田川水系浜田川において比較的大規模な不法係留対策（監督処分・簡易代執行等）を講じたほか、自主撤去を促す看板の設置や不法係留船へ撤去を求める警告書の貼付など不法係留対策を講じたことにより、放置プレジャーボートが移動したことによる。

(1) 地区別放置プレジャーボート数

(単位：隻)

地区名	平成29年1月	令和元年12月①	令和4年8月②	増減 ②－①
葛南地区	184	146	150	4
千葉地区	189	130	41	△89
市原地区	173	129	115	△14
君津地区	698	593	377	△216
館山地区	195	248	149	△99
東京湾域等 (葛南、千葉、 市原、君津、 館山地区) 小計	1,439	1,246	832	△414
その他の地区	146	101	93	△8
計	1,585	1,347	925	△422

(2) 水域管理区分別放置プレジャーボート数

(単位：隻)

水域管理区分	平成29年1月	令和元年12月①	令和4年8月②	増減 ②－①
港 湾	887	798	612	△186
河 川	447	356	220	△136
海 岸	109	142	57	△85
漁 港	142	51	36	△15
計	1,585	1,347	925	△422

2 放置プレジャーボートに起因する支障

放置プレジャーボートに起因する支障として現に発生し、又は発生が予想されるものとしては以下のものがある。

- (1) 災害時における船舶による避難、輸送等に対する支障
- (2) 防火、防犯等の面での県民の生活の安全を保持することに対する支障
- (3) 公共の水域を利用した円滑な経済活動を確保することに対する支障
- (4) 騒音、水質の汚濁等の発生による周辺の地域の住民の良好な生活環境を確保することに対する支障

3 プレジャーボートの登録制度における係留保管場所確保義務付けの制度化

平成14年4月1日に「小型船舶の登録等に関する法律」が施行され、5トン未満のプレジャーボートについても登録制度が始まった。

しかしながら、この法律では係留保管場所の確保の義務付けはなされて

いないこともあり、依然としてプレジャーボート所有者の係留保管場所を確保する意識は高まらず、多数のプレジャーボートが公共の水域に放置されている。

そのため、国に対して、係留保管場所確保の義務付けの制度化等について九都縣市首脳会議を通じて要望を行っている。

第3章 施策の基本方針

1 総合的なプレジャーボート対策の実施

千葉県プレジャーボート等不法係留対策検討委員会を中心とする、各水域に対する横断的な対策を引き続き推進し、国、市町村等の関係団体と連携を確保しつつ、総合的な放置プレジャーボート対策を行うことにより、本計画の目標年度である令和9年度末の時点における放置プレジャーボート数を令和4年8月時点と比べ3割減少させる。

(1) 地区別放置プレジャーボート数 (単位：隻)

地区名	平成29年12月	令和4年8月①	令和9年度末 目標②	増減 ②－①
葛南地区	184	150	105	△45
千葉地区	189	41	28	△13
市原地区	173	115	80	△35
君津地区	698	377	263	△114
館山地区	195	149	104	△45
東京湾域等 (葛南、千葉、市原、 君津、館山地区)	1,439	832	580	△252
小計				
その他の地区	146	93	65	△28
計	1,585	925	645	△280

(2) 水域管理区分別放置プレジャーボート数 (単位：隻)

水域管理区分	平成29年1月	令和4年8月①	令和9年度末 目標②	増減 ②－①
港湾	887	612	427	△185
河川	447	220	154	△66
海岸	109	57	39	△18
漁港	142	36	25	△11
計	1,585	925	645	△280

- 2 効率的・効果的な係留保管施設の整備
係留保管施設の整備については、多様な整備手法を検討し効率的・効果的な整備を目指す。
- 3 プレジャーボート所有者、事業者及び住民等との連携・協力関係の構築
プレジャーボート所有者、事業者及び住民等に対して施策の実施に関する協力を要請し、これらの人々との間の連携・協力関係の構築を目指す。

第4章 具体的な施策展開

- 1 プレジャーボートの放置の防止について
各管理水域に対しては水域ごとの対策ではなく、横断的に以下の施策を行う。

(1) 適正化区域及び重点適正化区域の指定

適正化区域は放置プレジャーボートに起因する支障等が大きい地区から指定していくことを基本とし、県民、市町村及び各関係機関等からの要望も勘案し、順次拡大していく。

重点適正化区域は適正化区域の中で特に放置プレジャーボートに起因する支障等が大きい区域を指定する。

港湾法、海岸法及び漁港漁場整備法に基づく放置等禁止区域並びに条例に基づく適正化区域及び重点適正化区域の指定については、各法令の目的にかんがみ、必要があると認められる場合には、重複して指定する。

(2) 監督処分等

① 監督処分

水域管理者（公有財産管理者及び条例施行者を含む。以下同じ。）は、放置プレジャーボートの所有者を確認できる場合は、放置プレジャーボートの撤去又は移動について指導する。この指導に従わない場合は、行政手続法に基づく意見を述べる機会を経た上で、港湾法、河川法、海岸法及び漁港漁場整備法に基づく監督処分をする。

② 行政代執行

水域管理者は、監督処分による放置プレジャーボートの撤去又は移動を命じ、所有者がこれを履行しない場合には、行政代執行法に基づく代執行を行うことを戒告する。

所有者が戒告を受けて指定の期限までに履行しない場合は、代執行の時期及び代執行に要する概算費用等の通知を経た上で、代執行を行う。この場合、代執行に要した費用は当該所有者の負担とする。

③ 簡易代執行

水域管理者は、放置プレジャーボートの所有者を確認できない場合は、港湾法、河川法、海岸法及び漁港漁場整備法に基づき水域管理者が放置

プレジャーボートの撤去又は移動を行うことを公告し、当該措置を行う。
放置プレジャーボートの撤去及び移動した場合は、当該放置プレジャーボートの保管について公告し、公告の日から起算して6カ月を経過してもなお返還できない場合は、処分する。

④ 条例に基づくプレジャーボートの移動

条例施行者は、条例に基づき指定した重点適正化区域内にプレジャーボートが放置されている場合は、その所有者に条例に基づき移動することを警告し、当該措置を行う。

プレジャーボートを移動した場合は、当該プレジャーボートの保管について所有者に通知し、又は公告を経た上で、条例第12条第3項の規定に該当する場合は、千葉県プレジャーボート処理委員会の意見を聴いて処分する。この場合、移動、保管及び廃棄に要した費用は当該所有者の負担とする。

⑤ 過料

条例施行者は、条例に基づき指定した適正化区域内の水面域がプレジャーボートの保管場所として使用されている場合は、その所有者に指導及び勧告をする。この指導及び勧告に従わない場合は、条例に基づく過料に処することを検討し、係留保管の適正化を図る。

⑥ 刑事告発

水域管理者は、港湾法及び漁港漁場整備法の規定に違反して、放置プレジャーボートの撤去又は移動を命じた所有者が、これを履行しない場合は、その所有者を刑事告発することを検討し、係留保管の適正化を図る。

(3) 監視・パトロール体制の強化等

適正化区域に指定された区域については、地元市町村と連携を密に、定期的にパトロールを実施するなど監視体制を強化する。地域住民からの不法係留に係る通報等については、速やかに現地調査を実施し把握する。放置船舶が多い箇所などについては、看板を設置するなど自主撤去を求める。

(4) 放置船舶の実態調査

放置船舶の実態を把握し、施策の効果を確認するため、原則として3年ごとに県全体の実態調査を実施する。この調査に当たっては、検討委員会事務局が中心となって、水域管理に関する事務を所掌する各機関が協力する。調査結果は関係機関で共有して、放置プレジャーボート対策に役立てる。

(5) 廃船の処理

廃船の処理については、原則として船舶の所有者が自己責任で行うものであるが、水域管理者が処理する場合は、次のとおり行うものとする。

① 廃船の認定

水域管理者は、廃船を認定し、廃棄物として処理する。

廃船の認定要件（次の二つの条件を満たすこと）

ア 所有者を確知できないこと。

イ 二以上の機関の関係者又はプレジャーボートの価額の評価に専門的知識を有する者の意見を求めた上で、プレジャーボートとしての本来の機能を喪失しており、かつ回復不可能である（又は回復に不相当な費用、手数を要する）と認められること。

② 所有権が放棄されたプレジャーボートの処理

所有者を確知できた場合でも、廃船の認定要件のイを満たし、かつ当該所有者が当該プレジャーボートの所有の意思を放棄している場合には、当該プレジャーボートを廃棄物として処理することができる。この場合、当該プレジャーボートの処理にかかる費用は当該所有者の負担とする。

③ 廃船の処理方法

廃船の処理は、水域管理者の判断により、次のいずれかにより行うものとする。

ア 一般廃棄物の処理責任を有する市町村に処理を要請する。ただし、市町村が適正処理困難物として引取りを拒否した場合には、水域管理者が処理を行う。

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条第5項の規定による処理として、水域管理者が行う。

ウ 河川法、港湾法及び漁港漁場整備法に基づき、水域管理者が行う。

(6) 各地域の対策指針

次の①～⑤のとおり地域分けをした上で、重点的に対策を実施するエリア（以下、「重点対策エリア」と言う。）を定め、計画的かつ段階的に対策を実施していく。

①東京湾地域

放置船舶問題が顕在化していることから、当該地域を最重点地域とし、当該地域内の葛南エリア、千葉エリア、市原エリア、君津エリアを重点対策エリアとして位置付ける。

この地域においては、放置プレジャーボート等対策連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）が設置されていることから、本会議等

を活用して、放置船舶対策を強化する。

②内房地域

特に放置船舶問題が顕在化している館山港エリア（港湾）を、重点対策エリアとする。

③外房地域

不法係留船数が少数であるため、主に海岸を中心に対策を実施する。

④九十九里・銚子地域

不法係留船数が少数であるため、主に河川を中心に対策を実施する。

⑤内水面地域

香取エリアを重点対策エリアとし、放置船舶が多い長門川等の河川を中心に重点的な対策を実施する。

(7) 組織体制

①プレジャーボート等不法係留対策検討委員会

県内の放置船舶問題を総合的に扱う組織である「プレジャーボート等不法係留対策検討委員会（以下「検討委員会」という。）」を中心として、効率的な組織体制の構築を図る。

②連絡調整会議等

ア 連絡調整会議

各地区における放置船舶問題については、検討委員会幹事会の下部組織として設置される連絡調整会議を中心として、対策を実施する。

イ 作業部会

放置船舶対策に関する具体的な作業については、連絡調整会議の下部組織として設置される作業部会を中心として実施する。

また、個別具体の案件によっては、関係各課で組織するプロジェクトチームを結成するなど、柔軟に対応する。

③水域利用調整会議

地域ごと又は市町村ごとに、県、市町村、警察、海上保安庁、消防、漁業協同組合、港湾関係団体、マリンレジャー関係団体、住民代表などを構成員とする水域利用調整会議を設置し、水面の多角的な利活用を図る。

2 係留保管施設の利用の促進について

プレジャーボートの放置を解消するためには、所有者等による自主的な移動が必要であり、既存係留保管施設への適切な係留保管を促進するため、きめ細かな情報の提供が必要である。

このため、各種情報媒体を活用して公報等を実施するとともに、船舶所有者が自ら係留保管施設を確保するなどの啓発活動を行うため、千葉県庁ホームページを活用し県内既存係留保管施設の空き状況等の情報提供を実施する。

3 係留保管施設等について

プレジャーボートの係留保管場所の確保は、第一義的には所有者が行うものである。

その上で県が行う係留保管施設の整備については、効率的・効果的に行うため、従来のマリーナとは異なる簡易な係留保管方法や、民間資金の活用等による多様な整備手法を、引き続き検討する。

(1) マリーナ施設等の誘致

係留保管施設の収容能力が不足している地区は、民間マリーナ等の活用による一層の係留保管能力の向上について検討する。なお、民間マリーナ等に対する水域占用許可を行う際には、公共性担保の観点に照らして十分な審査を行う。

(2) 既存施設の活用

漁港においては、漁業活動上支障のない範囲で、プレジャーボートの受入れを検討する。

(3) 係留保管施設整備

民間資金の活用等を含めた多様な整備手法や、簡易な係留保管方法なども検討し、効率的・効果的な係留保管施設の整備を行い、係留保管能力を拡充する。特に、重点対策エリアにおいて検討を行う。

4 ネットワークの構築

魅力ある水辺環境の創造・保全に向けて、船舶所有者、住民、NPOなどとの、施策実施に関する連携・協力関係の構築を目指すため、必要に応じて作業部会のオブザーバー等として、県が実施する放置プレジャーボート問題に関する施策に協力を要請する。